

## 漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づく指導について

本県における 1 月から 3 月までの知事管理区分に係るくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が知事管理漁獲可能量の 8 割を超え、当該管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが大きいため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指導します。

令和 8 年 3 月 2 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 指導の内容

くろまぐろ（小型魚）の採捕はやむを得ない混獲のみとし、生存個体は放流する。